

独立行政法人福祉医療機構・福祉医療貸付事業の概要 及び令和7年度予算案等について

令和7年度 福祉医療貸付事業行政担当者説明会

独立行政法人福祉医療機構
福祉医療貸付部 事業統括課

福祉医療機構の業務について

1.独立行政法人福祉医療機構の概要

福祉医療機構の概要

1 設立

- 平成15年10月1日
- 独立行政法人福祉医療機構法を根拠法として設立

※ 前身は、社会福祉事業振興会(昭和29年)、医療金融公庫(昭和35年)

2 所在地

(本 部) 東京都港区虎ノ門4-3-13
ヒューリック神谷町ビル1・9・10階
(大阪支店) 大阪府大阪市中央区南本町
3-6-14 イトビル3階

3 主務大臣（主務省所管課等）

厚生労働大臣

社会・援護局福祉基盤課
医政局医療経営支援課
社会・援護局障害保健福祉部企画課
年金局資金運用課
労働基準局労災保険業務課
健康局難病対策課

内閣総理大臣

こども家庭庁こども成育局母子保健課

4 資本金

3,538億円（全額政府出資金）
（令和6年4月1日現在）

5 役職員数

309人
理事長、理事3人、監事2人（うち非常勤1人）
職員303人（令和6年4月1日現在）

経営理念（民間活動応援宣言）

私たちは、国の政策効果が最大になるよう、地域の福祉と医療の向上を目指して、お客さまの目線に立ってお客さま満足を追求することにより、福祉と医療の民間活動を応援します。



2.独立行政法人福祉医療機構の概要・役割



厚生労働省



こども家庭庁

福祉・介護サービスの基盤整備

子育て・保育サービスの基盤整備

良質かつ効率的な医療サービスの提供

【政策目的】

施設の耐火・耐震化等の安全性の向上

社会福祉施設職員等の待遇改善

障害者等の自立支援

等



独立行政法人福祉医療機構

福祉医療貸付事業

社会福祉施設、医療施設等に対して建築資金や運営のための資金を融資

福祉医療経営指導事業

融資を通じて蓄積したデータを活用し、福祉医療施設の安定経営を支援

福祉保健医療情報サービス事業 (WAM NET事業)

福祉保健医療関連の各種情報を幅広く総合的に提供

社会福祉振興助成事業

助成事業を通じてNPO等が実施する地域を支える福祉活動を支援

退職手当 共済事業

社会福祉施設職員等退職手当共済法の規定に基づき、社会福祉法人の経営する社会福祉施設及び申出施設等に従事する職員が退職した場合に、その職員に対し退職手当金の支給を実施

心身障害者 扶養保険事業

地方公共団体（都道府県・指定都市）が実施している心身障害者扶養共済制度により、その地方公共団体が加入者に対して負う共済責任を機構が保険

承継年金住宅 融資等債権 管理回収業務

年金資金運用基金が行っていた、年金住宅等融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

年金担保債権 管理回収業務

厚生年金保険又は国民年金の支払を受けている方に行っていた融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

労災年金担保 債権管理回収 業務

労働者災害補償保険制度に基づく年金の支払を受けている方に行っていた融資にかかる既往貸付債権の管理・回収業務を実施

ハンセン病 元患者家族 補償金支払等 業務

ハンセン病元患者家族に対する補償金の支給等に関する法律に基づく補償金の支払に関する国からの委託事務を実施

旧優生保護法 補償金等支払等 業務

旧優生保護法に基づく優生手術等を受けた者に対する一時金の支給等に関する法律に基づく一時金の支払に関する国からの委託事務を実施

3.福祉医療貸付事業の目的・貸付制度内容等

事業の目的

福祉貸付事業については、社会福祉法人等に対して社会福祉事業施設等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、医療貸付事業については、病院、介護老人保健施設、介護医療院及び診療所等を開設する個人又は医療法人等に対し、病院等の設置・整備又は経営に必要な資金の貸付けを行い、社会福祉の増進並びに医療の普及及び向上を図る。



令和7年度当初予算額

(単位：億円)

資金交付額	調達財源		
	財政融資資金	自己資金	うち機関債
2,309	1,946	363	200

社会福祉事業施設等貸付事業 利子補給金

2,710,768千円

国の政策に即して社会福祉事業者や医療機関等が行う民間の社会福祉施設及び医療施設等の整備に対し、長期・固定・低利の資金を優遇融資することにより発生する調達金利と法人への貸付金利の金利差を補給するための経費

貸付制度の主な内容

区 分	福祉貸付事業	医療貸付事業
貸付対象施設(注1)	○ 社会福祉事業施設 ○ 在宅サービス事業 等	○ 病院 ○ 診療所 ○ 介護医療院 ○ 介護老人保健施設 等
貸付金の種類	○ 建築資金 ○ 設備備品整備資金 ○ 土地取得資金 ○ 経営資金	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金
貸付金利(注2・3)	年1.4%~2.4% (年1.5%~2.1%)	年1.4%~2.4% (年1.5%~2.1%)
償還期間(注4)	20年以内	20年以内

(注1) 貸付けの相手方は施設種類によって異なる。(注2) 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる。

(注3) 貸付金利は令和7年3月3日現在の建築資金【20年以内】の金利。()内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利。

(注4) 特別養護老人ホーム、養護老人ホーム、ケアハウス、病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。



貸付契約実績

(単位：億円)

区 分	令和4年度(実績)		令和5年度(実績)		令和6年度(当初計画)		令和7年度(計画)	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額	件数	金額
福祉貸付事業	569	1,235	555	1,169	—	1,317	—	1,300
医療貸付事業	91	1,289	62	881	—	1,137	—	1,164
合 計	660	2,525	617	2,049	—	2,454	—	2,464



※新型コロナウイルス対応支援資金を除く

4. 福祉医療貸付事業の金利表記の変更

貸付金利の表記の変更

金利優遇を分かりやすく表す観点から、令和7年度より利率の表記について次のとおり変更いたします。

福祉貸付事業

区 分	現行	見直し後の貸付金利表記
設置・整備資金	基準金利+0.5%	基準利率
経営資金	基準金利+0.8%	基準利率

医療貸付事業

区 分	現行	見直し後の貸付金利表記
新築資金・増改築資金	基準金利+0.5%	基準利率
機械購入資金・長期運転資金	基準金利+0.8%	基準利率

医療貸付事業について

1. 医療貸付事業の概要

貸付制度の特徴

地域における民間の医療施設の基盤整備を支援

- 病院や診療所、介護老人保健施設、介護医療院などの医療施設を整備する際に、必要となる建築資金等を「長期・固定・低利」で融資します

貸付制度の主な融資対象施設と貸付の相手方

	区 分
対象施設	病院・介護老人保健施設・介護医療院・診療所・ 医療従事者養成施設・助産所・指定訪問看護事業
相手方※	医療法人、社会福祉法人、個人、一般社団（財団）法人等

※貸付対象施設等により、相手方が異なる

貸付制度の主な内容

区 分	貸付金の種類	貸付金利※1・2	償還期間※3
医療貸付事業	○ 建築資金 ○ 機械購入資金 ○ 土地取得資金 ○ 長期運転資金	年1.4%～2.4% (年1.5%～2.1%)	20年以内

※1 貸付金利は施設種類、償還期間等によって異なる

※2 貸付金利は令和7年3月3日現在の建築資金【20年以内】の金利。（ ）内は10年経過毎金利見直し貸付の当初10年間の金利

※3 病院、介護老人保健施設及び介護医療院の耐火構造は30年以内。特定の病院の場合は39年以内。

○上記の通常の融資メニューのほか、R7年度より新設される融資メニュー、地域医療構想に基づく医療機能分化・連携を進めるための施設整備など、様々なニーズに対応する優遇融資メニューを準備しています

2-1.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

償還期間の延長

R7年度より新設

整備費が高額となる病院について、施設整備に係る毎年度の償還額を軽減し安定した施設経営が図れるよう、貸付の償還期間の延長を実施

融資条件	新たな融資条件
貸付けの相手方	法人
対象施設	耐火構造の病院
貸付金の種類	新築資金、増改築資金
償還期間（据置期間）	39年以内（据置期間3年以内）
条件	法人の開設する病院であって、次のいずれかに該当する病院 - ア 地域医療支援病院 - イ 医育機関附属の病院 - ウ 臨床研修指定病院 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律に基づく指定病院で、精神病床を200床以上有している病院 - オ 医師会が開設する病床数100床以上の開放型病院 - カ 医療法30条の4第2項第4号及び第5号に掲げる事業ごとの医療連携体制において、急性期及び専門診療等の医療機能を担う医療機関として都道府県が作成する医療計画に名称が記載されている病院で、病床数100床以上の病院

2-2.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

耐震化整備事業に係る優遇融資

R7年度より拡充

地域の実情や法人としての防災意識として、補助金等によらず免震化整備を進める場合において、その負担を軽減するため、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	現在の条件
	国、都道府県、指定都市及び中核市の補助事業以外の 免震化整備事業	国、都道府県、指定都市及び中核市の補助事業以外の 耐震化整備事業
対象施設	同右	病院、介護医療院
融資限度額	同右	所要額の95%
貸付利率 ※3	1.9% (据置期間中1.4%)	1.9%

※1 対象の資金は新築資金及び増改築資金に限る
※2 建築確認申請書等で免震構造であることが確認できるものに限る
※3 償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月1日時点）

2-3.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

激甚災害に係る優遇融資

R7年度より拡充

令和6年度からの第8次医療計画においても、被災後早急に診療機能を回復できるよう求められているなど、被災地における医療機関への支援の重要性は非常に高いことから、令和7年度以降に激甚指定された災害に係る災害復旧資金について、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	現在の条件
	貸付利率	貸付利率
建築資金	7.2億円まで無利子 《当初3年間》 7.2億円超の部分は0.5% 《4年目以降》 7.2億円超の部分は1.4%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は基準金利0.5% 《4年目以降》 1.4%
機械購入資金	7.2億円まで無利子 《当初3年間》 7.2億円超の部分は1.1% 《4年目以降》 7.2億円超の部分は1.2%	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は1.1% 《4年目以降》 1.2%
長期運転資金	同右	《当初3年間》 7.2億円まで無利子 7.2億円超の部分は0.9% 《4年目以降》 1.0%

※ 建築資金については償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

2-4.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

地域医療構想対象事業に係る優遇融資

地域医療構想の達成に向けた取組みを行う医療機関（病院及び診療所）が安定的な運営を引き続き行っていけるよう、建築資金及び運転資金に関する優遇融資を実施

（建築資金）

融資条件		優遇融資			
		基金対象事業(病院・診療所)		基金対象外事業(病院のみ)	
		減床を伴う場合	左記以外	病床不足地域	病床充足地域
貸付利率※		当初5年間、1.8%	1.9%	1.9%	1.9%
融資率	建築	95%	90%	70%	60%
	土地	95%	90%	70%	融資対象外
融資限度額	建築	限度額の設定なし		7.2億円・特定病院12億円 一定基準を満たせば12億円超も可能	
	土地	限度額の設定なし		3億円	融資対象外

※ 償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

（運転資金）

融資条件	優遇融資
貸付利率※	1.8%
融資限度額	（病院）5億円 （診療所）3億円
償還期間 （うち据置期間）	10年以内 （4年以内）
償還方法	元金均等・元利均等

※ 償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

2-5.医療貸付事業の主な優遇融資メニュー

感染症対策を伴う整備事業に係る融資条件の優遇融資

新型コロナウイルス感染症の拡大を受けて、今後想定される感染症発生に向け、感染症専用外来や感染症病床の設置、陰圧・空調整備、動線確保などを伴う施設整備を行う医療施設等に対し、以下の優遇融資を実施

融資条件	優遇融資	通常の条件
融資限度額	所要額の95%	500万円～12億円
貸付利率※	1.9%	1.9～2.4%

※ 償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

医療施設等の防災・減災のために行う整備に対する優遇融資

対象施設	融資条件	優遇融資	通常の条件
高台移転整備事業 （南海トラフ特別措置法又は日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特措法に基づく整備事業を含む）	融資率	95%	70～80%
	貸付利率※1	全期間無利子※2	1.6～2.1%
- 耐震化整備事業 - スプリンクラー整備事業	融資率	95%	70～80%
	貸付利率※1	1.9% （据置期間中無利子）※2	1.6～2.1%

※1 償還期間20年全期間固定の場合（令和7年3月3日時点）

※2 無利子の対象となる整備事業は、国庫補助等対象事業

3.令和7年度（2025年度）医療貸付事業の事業計画

福祉貸付事業・医療貸付事業の事業計画（案）

（単位：億円）

区 分		令和6年度 当初予算額	令和7年度 予算額（案）	対前年度 （建築資金等）	
				増減額	伸び率
福祉貸付	貸付契約	1,317	1,300	△17	△1.3%
	資金交付	1,454	1,190	△264	△18.2%
医療貸付	貸付契約	1,137	1,164	27	2.4%
	資金交付	1,061	1,119	58	5.5%
合 計	貸付契約	2,454	2,464	10	0.4%
	資金交付	2,515	2,309	△206	△8.2%

4-1.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

地方公共団体との連携の強化について

(1) 証明書の交付について

- ・医療貸付事業においては、事業者からの借入申込を受け付けるにあたり、証明書の作成をお願いしております。整備事業における各種計画等との整合性、事業者の適格性、当該事業に対する補助、当該事業の必要性などについて、ご記載いただきますようお願いいたします。
- ・2018年度より「地域医療構想達成を推進するための優遇融資」を実施しており、地域医療構想の実現に向けた計画と認められる建築資金及び長期運転資金について、融資条件を優遇しております。お手数ですが、証明書発行の際、証明事項2についての「☐地域医療構想の実現に向けた取組みであるもの」に該当する旨の記載（☒）をお願いいたします。

※証明書の交付につきましては、「独立行政法人福祉医療機構の医療貸付に係る証明とその取扱いについて（令和6年10月22日福医事第1022001号）」に基づき、各自治体の皆様に発行を依頼しております

(2) 災害復旧資金にかかる長期運転資金について

- ・災害により被害を受けたお客様に対して災害復旧資金の特別措置を講じております。

➤ 当機構への融資を希望する事業者の計画を円滑に進めるため、自治体の皆様の協力が不可欠となりますので、ぜひご協力をお願いいたします。

4-2.福祉医療機構から各自治体への依頼事項等

その他

(1) WAMホームページ掲載資料について

- 当該融資制度に係る各種資料について、当機構のホームページに資料の掲載しておりますので、ぜひご活用ください。

【医療貸付事業のトップページより】

<https://www.wam.go.jp/hp/cat/iryohikasituke/>

- 「融資のごあんない」
- 「融資のポイント（融資相談から事業完成まで）」
- 「融資相談票（直接貸付用）」
- 「協調融資のごあんない」

など

医療貸付事業のごあんない	病院への融資のごあんない
▶ 融資制度のあらまし ▶ 福祉医療貸付事業に係る融資方針（PDFファイル） ▶ 融資のごあんない（パンフレット） ▶ 融資相談について ▶ 融資のポイント（融資相談から事業完成まで） ▶ 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン） ▶ 反社会的勢力との関係遮断に関する取り組みについて ▶ ご注意 融資あっせんについてのご注意 ▶ 災害復旧資金等のお取扱いについて ▶ 民間金融機関との協調融資制度のごあんない	▶ ご融資の対象 ▶ ご融資の種類 ▶ ご融資の窓口 ▶ ご融資の手続き ▶ その他のご融資の条件 ▶ ご融資額の計算方法 ▶ 特定病院について ▶ 医療貸付に係る病院融資の基本方針（ガイドライン） ▶ 金利情報

(2) 制度周知について

- 施設整備を希望する事業者向けの説明会、被災地での融資説明会、出張またはWebによる融資相談などを承ります。お気軽にお問い合わせください。